

(表面)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

岩手県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で届け出た廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について変更（廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が規則第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨を含む。）		
規則第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域		
	変更前	変更後
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含む）		
変更（廃止）の年月日		

(裏面)

備考

- 1 石綿含有産業廃棄物の熔融施設とは、規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設をいう。
- 2 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出により交付された受理書を添付すること。
- 3 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る規則第12条の5に規定する許可証の写しを添付すること（廃止の場合は不要。）。
- 4 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類を添付すること（廃止の場合は不要。）。
 - イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
 - ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行うものであることを示す書類
 - ハ 規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するものであることを示す書類
 - ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定書の写し

(A4)